

川崎市シニアサッカー リーグ要綱

2015 年 3 月 31 日版

1	主催	川崎市サッカー協会
2	ブロック数	四十雀リーグ：Aリーグ、Bリーグの2ブロックで構成しリーグ戦を行う。 五十雀リーグ：1ブロックで構成しリーグ戦を行う。
3	試合時間	四十雀リーグは60分、五十雀リーグは50分とし、同点の場合、リーグ戦では延長戦・PK戦は行わない。カップ戦では準決勝以降はPK戦を実施し他試合は勝敗決定を開催前に通知された方法で行う。またハーフタイムは5分以内とし、試合と試合の間は10分間の間隔をあける。運営都合により四十雀リーグは50分、五十雀リーグは8人制で行うことができる。
4	競技規則	日本サッカー協会競技規則による。
5	チーム資格	(1) 川崎市サッカー協会登録チームに限る。 (2) 四十雀リーグ：男性のみで試合当日に満40歳以上をもって構成されたチームである。 五十雀リーグ：リーグ年度内に満50歳以上をもって構成されたチームである。
6	選手資格	(1) 当該年度当該チームに登録された選手で他のチームと重複登録も認める。また登録内容に違反のあったチームの当該試合は棄権扱いとし以後の処置は川崎市サッカー協会シニア委員会運営会議（以下シニア委員会とする）で決定する。後日違反の発見された場合も同様とする。 (2) チームは、登録する選手を当該年度のエントリー表及びメンバー表で登録し、事前にシニア委員会の承認を得なければならない。 (3) 試合に出場する選手は、上記登録後シニア委員会承認のメンバー表により、確認を受けなければならない。 (4) 五十雀リーグは満20歳以上の成人女性の登録を認める。
7	追加登録及び移籍	7日以内の追加登録及び移籍は認めない。シニア委員会での承認する期間も必要な為、1週間前までに全チーム、事務局へ新メンバー表をメールで送付する。
8	メンバー表提出	試合開始15分前までに当該試合担当のグラウンド担当（または競技委員等責任者）と当該試合相手チームに提出し、試合開始5分前までにメンバー表によりチェックを受けること。また交代選手も忘れずに記入しておくこと。
9	ユニフォーム	(1) チームはできるだけ統一された濃淡異なる色のユニフォームを2着以上用意すること（ゴールキーパーは別色）。 (2) シャツの色は審判が通常着用する黒色とできるだけ明確に判別できるものでなければならない。 (3) その他は、原則として財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規定に準じる。
10	選手数	(1) キックオフ時に8名に満たないチームは棄権扱いとする。 (2) キックオフ時に11名に満たないチームは人数差があるまま試合を行なうか他チームからプレーヤーを借りて練習試合（公式記録は棄権扱い）にするかを選択することができる。
11	選手交代	予めメンバー表に記載された出場・交代要員の中から、ゴールキーパーも含め随時主審の許可を得て何度でも交代することができる。
12	退場の処置	退場処分を受けた選手は自動的に次の試合は出場停止とし、2週間以内に当該チーム代表者、退場者、審判、シニア運営委員で事情聴取会議、懲罰委員会を開催して処分を決定する。
13	棄権の扱い	(1) 不戦試合の得点は3-0とする。 (2) 不測の事態による棄権の扱いは、その都度シニア委員会で協議決定する。
14	勝点	勝ち=3点、引分け=1点、負け=0点、棄権扱い=-1点
15	順位	次の点数で順位を決定する。①勝点、②得失点差、③得点、④前記の①～③で同順位と成ったチーム同士のみでの①～③の順位、⑤昨年の順位
16	順位決定	Aリーグ1、2位とBリーグ1、2位でトーナメント試合を行い、順位決定する

川崎市シニアサッカー リーグ要綱

17	審判	<p>(1) 審判員は次の資格をもっていなければならない。①JFA1～4級、②県リーグ認定、③市リーグ認定、④審判研修会にて審判実技を行い認定された資格、⑤その他リーグ認定でシニア委員会が認めた資格。</p> <p>(2) 日程表より指名されたチームが行うが、無資格の者がその任に当たることは出来ない。</p> <p>(3) 各チームに資格のある登録審判員3名以上を持たなければ、原則としてリーグ加盟は認めない。一度リーグ加盟が認められたチームであっても、前記条件を満たさないことが判明した場合、内容によっては以後の処置をシニア委員会で決定する。但しリーグ初旬で規定人数資格取得予定である場合は、その限りではない。</p> <p>(4) 指名された審判員は、試合開始10分前までに審判服(黒)に着替え、グラウンド担当(または競技委員等責任者)から当該試合のメンバー表を受取り、メンバーチェックを行う(但し、該当審判員が前の試合に出場している場合には試合間でのインターバル時に行うこと)。指名された試合の審判を不履行の場合、当該チームのその日の試合は棄権扱いとする。</p> <p>(5) また各審判員は、シニア委員会が主催する研修会に参加しなければならない。</p>
18	グラウンド担当及び責任者	<p>グラウンド担当は、指名されたチームの選手登録者が必ずその任につき、試合会場の設営・進行撤収等の運営・管理をする。詳細については「川崎市リーグ運営タイムスケジュール」を参照のこと。責任者は、競技委員等シニア委員会役員メンバーがあたる。</p>
19	器物破損、盗難、及び負傷の取扱い	<p>試合中・練習中を問わず場内外の器物に損傷を与えたチームは、当該器物の弁済をすること。グラウンド、駐車場における物品の管理は当該チームの責任で行い、川崎市サッカー協会及びシニア委員会は盗難、事故などの責任を負わない。</p> <p>負傷発生の処置は、原則として当該チームが行い、川崎市サッカー協会及びシニア委員会は一切の責任を負わない。</p>
20	会議	<p>シニア委員会を出来る限り月1回程度は開催し、リーグ戦等組合せ決定、調整、報告・連絡等のリーグに関する事項の打合せを行うものとする。各チームへの通達はメール等の手段をもって行うものとする。原則シニア委員会への要望、依頼事項(試合日変更等)についてはできるだけ2か月前までに通知することとする。</p> <p>また必要に応じて代表者会議を開催できるものとする。代表者会議には各チーム責任者を出席させなければならない。欠席、代理や通達未確認により生じた問題については、全てそのチームが責任を負う。シニア委員会の責による以外の後日の問合せには原則として一切答えない。</p>
21	付則	<p>(1) 警告の処置について個人単位で管理し、累積警告2回で当該選手の各登録チームにて次1試合出場停止とする。なお警告は、川崎市シニアリーグ内で全ての大会を対象とする。しかし翌年度には持ち越さない。</p> <p>(2) プレー再開後に以前の判定に対する審判員への直接の異議申立ては原則として受け付けないものとする。異議がある場合、チーム代表者がグラウンド担当または責任者に申し入れを行い、後日シニア委員会にて対応を協議する。これに違反した者は警告の対象とする。</p> <p>(3) 17審判.(1).④についてシニア委員会で開催される審判研修会で実技認定できる制度を設ける。特にリーグ開幕時有資格者が規定人数に達していないチームを優先的に取得して頂く。但し将来的には①～③資格の取得をお願いする。</p> <p>(4) リーグ加盟については、必ずスポーツ安全協会傷害保険等の保険にチームとして加入すること。</p> <p>(5) 当該チームの責による第三者への損害やグラウンド使用の障害になるような事象が発生した場合、当該チームは損害賠償責任を負う。</p> <p>(6) また上記の場合、内容によっては登録抹消及び以降の登録を受け付けない場合がある。上記以外の不測の事項については、シニア委員会で協議決定する。</p>